

政令第 号

中小企業倒産防止共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第九条第二項ただし書及び第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業倒産防止共済法施行令（昭和五十三年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第二号中「第三条各号」を「第四条各号」に、「第五条」を「第六条」に改め、同表第四号中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「五年」を「次の各号に掲げる共済金の貸付額に応じて当該各号に定めるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 五千万円未満 五年
- 二 五千万円以上六千五百万円未満 六年
- 三 六千五百万円以上八千万円以下 七年

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(共済金の貸付限度額)

第二条 法第九条第二項ただし書の政令で定める額は、八千万円とする。

附 則

この政令は、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十五号）の施行の日から施行する。

## 理由

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の施行に伴い、共済金の貸付限度額及び償還期間を定める必要があるからである。